

8 ダイバーシティ・性の多様性を認め合う社会の推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

本県におけるダイバーシティ社会*の実現をめざし、平成 29 年 12 月にダイバーシティ社会推進のための県の方針「ダイバーシティみえ推進方針 ～ともに輝く、多様な社会へ～」を策定し、県民の皆さんにダイバーシティの考え方の浸透を図るなどの取組を進めています。

※ダイバーシティ

ダイバーシティ (diversity) は日本語に訳すと多様性です。「ダイバーシティみえ推進方針」では、違った個性や能力を持つ一人ひとりが、よい意味でお互いに影響し合うことにより、個々人では成し得なかった相乗効果^{きらり}を社会に生み出すという意味でとらえています。

※ダイバーシティ社会

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会のことをいいます。

<県の推進方針の概要>

一人ひとりが尊重され、多様性が受容されることは、個人や社会にとってプラスであるという考え方 (ダイバーシティの考え方) や、一人ひとりの行動を促す6つの視点 (ダイバーシティの視点)、県の取組展開の方向性などを示しています。(別紙1)

<県庁内推進本部>

ダイバーシティ社会の実現に向けた施策を総合的かつ効果的に推進するため、知事をトップに各部局長をメンバーとする「三重県ダイバーシティ社会推進本部」を平成 29 年 4 月に設置し、推進方針の策定とともに、部局間の連携を進めています。

また、多様性を認め合う社会づくりに向けて、LGBTをはじめ多様な性的指向・性自認について、社会の理解が広がり、県全体で取り組んでいけるよう、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」(以下「性の多様性条例」という。)を令和3年4月1日に施行しています。

なお、性の多様性条例に基づく具体的な施策については、「第3次三重県男女共同参画基本計画」および「第一期実施計画」に位置づけるとともに、男女共同参画審議会に設置する性の多様性に関する専門部会で評価のうえ、毎年一回、実施状況を議会に報告します。(別紙2)

2 課題

誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の推進のためには、さまざまな分野で県民の皆さんの理解や共感が高まり、主体的な行動につなげていく必要があります。

また、LGBTをはじめ性的指向や性自認が多様であることへの社会の理解が不足しているために偏見を持たれたり、社会生活上の制約を受けたりするなどの問題があり、悩みを抱えている方々が安心して暮らすことができる環境づくりが必要です。

3 今後の取組方向

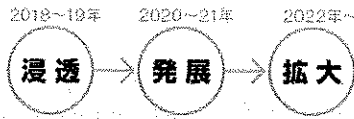
ダイバーシティ社会の実現に向けて、県の推進本部等の機能を活用しつつ、ダイバーシティの視点から庁内横断的に取組を展開するとともに、ダイバーシティをテーマとしたワークショップや講座を開催し、県民の皆さんが職場、地域活動などでの行動につながるよう取り組んでいきます。

また、多様な性的指向や性自認については、性の多様性条例に基づき、条例の周知や啓発イベントの実施などにより、一層の理解促進に取り組むとともに、SNS相談等県内の相談体制の充実や「三重県パートナーシップ宣誓制度」の運用開始（令和3年9月）により、当事者等が安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。（別紙3、4）

「ダイバーシティみえ推進方針」とともに輝く、多様な社会へ」の概要

ダイバーシティの風を 三重から起こす

多様性を尊重し受け入れる素地がある
という強みを生かし、チャレンジ!



実現を
めざす

めざすダイバーシティ社会

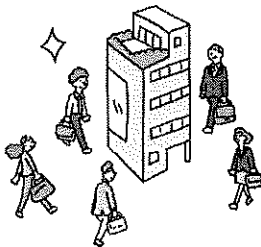
性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず「一人ひとり
違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、
誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、夢を活躍できる社会」



ダイバーシティは プラスであるという考え方

「ダイバーシティは、個人・組織・社会にとってプラス」

- ① 違いを互いに受け入れる → 能力発揮
- ② 違うことに価値を見いだす → 価値観・世界観の広がり
- ③ 違った能力が掛け合わされる → イノベーション(変革)

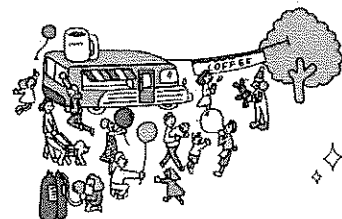
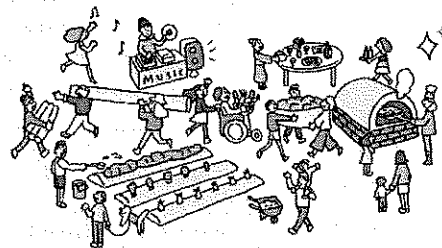


発想の転換や見直し

(ダイバーシティの視点)

「一歩先の未来に向けて6つの視点」

- 視点 1 違いを知ること、伝えること
- 視点 2 交流を増やすこと
- 視点 3 互いに支え合うこと
- 視点 4 みんなができるという発想を持つこと
- 視点 5 多様かつ柔軟なシステムとすること
- 視点 6 違った目線、考え方を力とすること



今後の取組展開

～3つの推進の柱～

ダイバーシティの考え方の浸透
～考え(意識)を変える～

交流・支え合いによる進化
～行動を変える～

夢を活躍に向けた姿
～仕組みを変える～

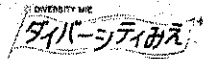
性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（概要）

令和3年3月23日公布、同年4月1日施行

前文	性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、暮らすことができる社会づくりを、地域社会全体で進めることを決意し、条例制定した旨を明記														
目的	条例は、性的指向及び性自認の多様性（性の多様性）を認め合う社会の推進に関する基本理念を定め、各主体の責務・役割を明らかにし、県の施策の基本となる事項を規定 性の多様性が理解され、全ての人の人権尊重、多様な生き方を認め合う社会の実現への寄与を目的														
定義	性的指向…自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向 性自認…自己の性別についての認識														
基本理念	<p><施策のあり方> 性的指向、性自認にかかわらず、次のことができることを旨に推進 ①人権尊重 ②社会参画の保障と個性・能力発揮 ③多様な生き方の選択</p> <p><社会の共通認識として明示> ①性の多様性を認め合う⇒性の多様性を理由とする不当な差別的取扱いをしてはいけない ②表明は本人の自由 ⇒カミングアウトの強制及び禁止はしてはいけない ③情報共有は同意が必要⇒本人の意に反して暴露（アウティング）してはいけない</p>														
責務・役割	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="331 1122 391 1160">県</td> <td data-bbox="400 1122 491 1160">市町</td> <td data-bbox="501 1122 1315 1160">県施策における必要な措置、市町、関係機関等との連携（県義務）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="331 1167 491 1205">教育に携わる者</td> <td data-bbox="501 1167 1315 1205">市町施策における必要な措置（努力義務） 教育活動での必要な措置（努力義務）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="331 1211 491 1249">県民</td> <td data-bbox="501 1211 1315 1249">県民等は理解を深める（努力義務）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="331 1256 491 1294">事業者</td> <td data-bbox="501 1256 1315 1294">職場環境及び事業活動での必要な措置（努力義務）</td> </tr> </table>	県	市町	県施策における必要な措置、市町、関係機関等との連携（県義務）	教育に携わる者		市町施策における必要な措置（努力義務） 教育活動での必要な措置（努力義務）	県民		県民等は理解を深める（努力義務）	事業者		職場環境及び事業活動での必要な措置（努力義務）		
県	市町	県施策における必要な措置、市町、関係機関等との連携（県義務）													
教育に携わる者		市町施策における必要な措置（努力義務） 教育活動での必要な措置（努力義務）													
県民		県民等は理解を深める（努力義務）													
事業者		職場環境及び事業活動での必要な措置（努力義務）													
基本的施策	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="331 1346 491 1384">基本計画</td> <td data-bbox="501 1346 1315 1384">三重県男女共同参画基本計画に性の多様性に関する施策を定め、実施状況を毎年、議会で報告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1391 491 1429">広報・啓発</td> <td data-bbox="501 1391 1315 1429">県民への広報・啓発活動</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1435 491 1473">研修等の実施</td> <td data-bbox="501 1435 1315 1473">県義務、市町、学校、事業者の努力義務（県の支援）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1480 491 1518">教育の推進</td> <td data-bbox="501 1480 1315 1518">学校教育 社会教育</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1525 491 1682">相談への対応等</td> <td data-bbox="501 1525 1315 1682">県民向けの相談窓口、相談事例の蓄積 相談機関のネットワークと救済につながるような必要な情報の提供 各団体における相談対応（学校、事業者等の努力義務、県の支援）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1688 491 1816">社会生活・社会参加における対応</td> <td data-bbox="501 1688 1315 1816">安心して学び、育つ環境づくり（県努力義務） 安心して働くことができる環境づくり（県努力義務） 安心して暮らすことができる環境づくり（県努力義務）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1823 491 1883">顕彰</td> <td data-bbox="501 1823 1315 1883">優良団体の顕彰</td> </tr> </table>	基本計画	三重県男女共同参画基本計画に性の多様性に関する施策を定め、実施状況を毎年、議会で報告	広報・啓発	県民への広報・啓発活動	研修等の実施	県義務、市町、学校、事業者の努力義務（県の支援）	教育の推進	学校教育 社会教育	相談への対応等	県民向けの相談窓口、相談事例の蓄積 相談機関のネットワークと救済につながるような必要な情報の提供 各団体における相談対応（学校、事業者等の努力義務、県の支援）	社会生活・社会参加における対応	安心して学び、育つ環境づくり（県努力義務） 安心して働くことができる環境づくり（県努力義務） 安心して暮らすことができる環境づくり（県努力義務）	顕彰	優良団体の顕彰
基本計画	三重県男女共同参画基本計画に性の多様性に関する施策を定め、実施状況を毎年、議会で報告														
広報・啓発	県民への広報・啓発活動														
研修等の実施	県義務、市町、学校、事業者の努力義務（県の支援）														
教育の推進	学校教育 社会教育														
相談への対応等	県民向けの相談窓口、相談事例の蓄積 相談機関のネットワークと救済につながるような必要な情報の提供 各団体における相談対応（学校、事業者等の努力義務、県の支援）														
社会生活・社会参加における対応	安心して学び、育つ環境づくり（県努力義務） 安心して働くことができる環境づくり（県努力義務） 安心して暮らすことができる環境づくり（県努力義務）														
顕彰	優良団体の顕彰														
附則	社会情勢の変化等による見直し														

ダイバーシティみえ推進 主な関連取組 ～ともに輝く、多様な社会へ～

違いを知り、包摂する
多様な人材を活かすシステム
互いの成長を図る
互いの価値、考えを高めあう



一人ひとりが尊重され、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて
三重県では「ダイバーシティみえ推進方針」を策定し、さまざまな分野で取組を展開。今後の取組展開を踏まえ、主な取組を紹介し

◆ダイバーシティの考え方の浸透～考え（価値）を変え～ ◆交流・交流合いによる進化～行動を変え～ ◆参画・活躍に向けた変革～仕組みを変え～

(※取組は令和3年度の当初予算ベース。金額は事業費全体。組織名は令和3年度組織)

広げようダイバーシティみえ推進事業

【環境生活部】 3,738千円
「ダイバーシティみえ推進方針」に基づき、県民の皆さんの理解や行動につなげられるよう、ダイバーシティをテーマとした講座やワークショップを高等教育機関などと連携して実施します。

子どもの育ちの推進事業

【子ども・福祉部】 18,646千円
「三重県子ども条例」の施行から10年となるを機として、子どもの権利について子ども自身が学び、意見を表明できる取組を実施します。また、了もや子育て家庭を応援する企業・団体が参加する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携し、県民が主体的に子育て支援活動に関わる機会を創出します。

家庭的環境推進事業

【子ども・福祉部】 76,945千円
家庭から離れても、県民が家庭的な環境で生活できるよう、県民・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、包括的な子育て支援施策を打つオーストラリア機関の整備を推進します。

児童養護施設整備

【子ども・福祉部】 317,179千円
施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等における小規模グループ化や地域分散化等を推進します。

風水害避難対策強化事業

【防災対策部】 2,450千円
令和2年7月豪雨では、他県において高齢者福祉施設で浸水被害が発生し、入所者が犠牲になる事例が生じたことから、災害リスクの高い区域に立地する社会福祉施設において実効性のある避難対策を進めるため、有識者による調査等を行い、適切な避難対策のためのモデルケースを構築して全国的に展開します。

観光産業推進事業

【雇用経済部】 1,541千円
パーソナルパリアフリー並準による障がい者もやさしいパリアフリー観光を推進します。また外国人を含む旅行者を災害から守るため、防災対策の連携し、観光地における防災対策に取り組みます。

働き方改革取組推進事業

【雇用経済部】 5,550千円
誰もがいきいきと働くことができる職場環境づくりや柔軟な働き方を実現するため、働き方改革に意欲のある中小企業等を対象に、アドバイザーによる支援を行います。
外国人の受入環境整備促進等事業
【雇用経済部】 4,368千円
外国人材の受入を円滑に行うため、企業における受入体制の整備を促進するためのセミナー等を開催するとともに、外国人留学生等が安心して県内企業等に就職することができるよう、県内企業との出会いと就職の機会を提供します。

女性の就労支援事業

【雇用経済部】 4,627千円
働く意欲のある女性が、希望する形で就労できるよう、一人ひとりのニーズに合わせて就労を支援します。

障がい者のディーセントワーク推進事業

【雇用経済部】 4,590千円
就労を希望する障がい者が、希望や特性等に応じて働き続けられるよう、短期雇用につながる仕組みづくりを進めます。さらに障がい者が、多様な選択肢の中から自らに合った働き方を選択できるよう、ICTを活用した在宅ワークや柔軟な勤務形態などの環境整備を進めます。

人権尊重

人権啓発事業

【環境生活部】 23,499千円
県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、講演会等の開催やスポーツ組織との連携による啓発等を行うとともに、市町の取組に対する支援を行います。

地域スポーツイベント開催事業

【地域連携部】 16,084千円
県民の皆さんのスポーツに親しむ機会の充実を図るため、引き寄せみえスポーツフェスティバル及び美し国二重市町対抗駅伝を開催します。



障がい者スポーツ推進事業

【子ども・福祉部】 99,744千円
三重とこわか大会に向けて、選手や競技団体の育成および障がい者スポーツを支える関係者の養成に取り組みるとともに、大会への三重県選手団の派遣、帰国・帰国式を実施します。また、東京2020パラリンピック出場選手など、県内在住の国内競技団体化けが選手の競技活動を支援します。

みえの輝く女子プロジェクト事業

【環境生活部】 4,308千円
女性が活躍できる環境整備に向けて、企業等を対象に講演会や交流会を開催するほか、「フェンジー・デザイン・アワード」を拡大し、優良事例の表彰を行います。また、中小企業等による一般事業主行動計画の策定を支援します。

高齢者健康・生きがいづくり支援事業

【医療保健部】 15,989千円
高齢者の社会参加活動を促すとともに高齢者の活力を地域に活用するなど、明るくいきいきとした暮らしを進めるために、全県社会福祉祭（ねんりんピック）への選手団の派遣、生活支援コーディネーター等の養成等に取り組みます。

ユニバーサルデザインのまちづくり

ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業

【子ども・福祉部】 2,238千円
県民の方に配慮や援助を必要とすることを知らせるヘルプマーク等の普及をはじめ、ユニバーサルデザインのまちづくり推進事例および進捗計画に沿って取組を進めます。



障がい者の権利

障がい者権利擁護推進事業

【子ども・福祉部】 5,486千円
「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、障がいを理由とする差別の解消のための相談員の設置や紛争の解決を図るための体制の整備、障がい者に対する理解や社会的障壁の除去の重要性などに関する普及啓発などの取組を進めます。

障がい者の持つ県民力を発揮する事業

【子ども・福祉部】 8,276千円
地域における障がい者の多様な活躍の場を広げるため、令和2年度に設置した三重障がい者芸術文化活動支援センターにおいて、三重障がい者芸術文化祭など発表機会の創出、アートサポーターによる相談支援、障がい者の芸術文化活動を支える人材育成等に取り組みます。

多文化共生社会づくり

外国人住民の安全で安心な生活への支援事業

【環境生活部】 43,188千円
コロナ禍をふまえて「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」の相談体制を充実させるとともに、社会保険労務士等による専門相談会を開催します。また、医療機関や保健所における多言語対応の支援などに取り組みます。

外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業

【環境生活部】 19,853千円
令和2年度策定した「三重県日本語教育推進計画」に基づき、生活者としての外国人の日本語習得を支援する体制づくりを推進します。また、多文化共生に関わる市民団体と連携し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた啓発に取り組みます。

映画で知ろう！「みえで活躍する外国人住民」事業

【環境生活部】 9,450千円
県内で活躍している外国人住民を紹介するドキュメンタリー映画を外国人住民等とともに制作し、上映を基に多文化共生への理解を促進します。

多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業

【教育委員会】 32,677千円
外国人児童生徒が安心して学びを深められるよう、外国人児童生徒巡回相談員の派遣等、学習支援や学校生活への適応指導等の充実を図ります。また、夜間中等の取組機会確保の在り方を検討していきます。

特別支援学校就労推進事業

【教育委員会】 6,207千円
企業様様々なキャリア教育リポーターを配置し、生徒本人に選んだ職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓に取り組みるとともに、各特別支援学校のキャリア教育プログラムを活用して、計画的・組織的なキャリア教育を進めます。

ええとこやんか三重移住促進事業

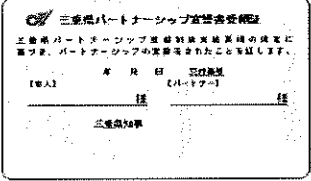
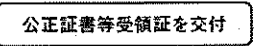
【地域連携部】 37,052千円
「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、きめ細かな相談対応を行います。また、移住希望者と地域の入居者が継続的に交流し、関わる仕組みとして「三重暮らし魅力発信サポーターズスクエア」に、ワーケーション「場所」にとわれない働き方に関心のある層を新たに呼び込み、三重への移住につなげます。



三重県パートナーシップ宣誓制度（概要）

令和 3 年 9 月 1 日施行

目的	同性カップルなどが性的指向及び性自認にかかわらず、地域に根ざし、人生を共にしたい人と安心して暮らすことができるよう、パートナーとの関係を公（県）が認め、宣誓書受領証等を発行する。 宣誓制度により、同性パートナーについて、家族同様のサービスが受けられる可能性が広がる。	
対象	同性カップルなど性的指向又は性自認を理由に人生を共にしたい人と暮らすうえで、生きづらさを感じている方々（一方又は双方が性的少数者の方々）とする。（事実婚は対象外）	
申請要件	居住地	いずれか一方が県内に住所を有しているか、又は県内への転入を予定している方
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢が成人に達していること ・現に婚姻していない、他のパートナーとパートナーシップ宣誓制度を結んでいないこと ・近親者でないこと（パートナー関係に基づいた養子縁組については認めることとする）

手 続 き	窓口	県庁（ダイバーシティ社会推進課）	
	種類	宣誓方式と公正証書方式の併用型	
	必要書類	宣誓方式	<ul style="list-style-type: none"> ・宣誓書 ・パートナーシップ制度届出にあたっての確認書 ・住民票の写し ・独身を証明する書類 ・本人確認書類 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>
		公正証書方式	<ul style="list-style-type: none"> ・公正証書等の書類 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>
	通称使用	戸籍氏名だけでなく、通称名も使用可 (通称名を使用した場合、受領証の裏面などに戸籍上の氏名を記載)	
	届出の仕方	2人で届出	

そ の 他	転出時	転出時に届出
	解消時	パートナー解消時に届出
	死亡時	死亡時に届出
	無効の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・宣誓書の内容に虚偽があった時 ・宣誓することができない事由が発生した時

交付番号を県ホームページへ掲載

9 多文化共生社会づくりの推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

(1) 県内の外国人住民数

県内の外国人住民数は、平成20年をピークに減少していましたが、平成26年から再び増加に転じ、令和元年末には過去最高の55,208人となりました。

令和2年末の外国人住民数は54,854人で、県内総人口に占める外国人住民の比率は3.05%（令和2年末現在）と全国的にも高い水準にあり、外国人住民のさらなる増加が予想されます。（別紙）

(2) 県の取組

令和2年3月に策定した「三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）」に基づき、多様な文化的背景の住民が地域社会を一緒に築き、多文化共生から生まれる活力が地域の課題解決に生かされるよう、多文化共生社会づくりを進めていきます。

【基本施策】

- ・多文化共生に向けた知識や知恵の共有と人権意識の定着
- ・外国人住民の安全で安心な生活環境づくり
- ・多文化共生社会づくりへの参画推進

また、令和2年度に実施した県内の日本語教育実態調査の結果をふまえ、令和3年3月に「三重県日本語教育推進計画～生活者としての日本語習得に向けて～」を策定し、県内の日本語教育の推進体制の整備に取り組んでいきます。

2 課題

(1) 多文化共生への意識向上

外国人住民が地域の活動に参加するなど、地域社会の一員として溶け込んでいる事例も見られますが、第10回みえ県民意識調査（速報）によると、多文化共生の地域社会になっていると実感する県民の割合は32.1%で、多いとは言えない状況にあります。多文化共生を推進するためには、外国人住民と日本人住民が互いに認め合い、尊重しながら、共に地域社会を築いていくことが求められます。

(2) 外国人住民に対する支援

県内に在留する外国人の定住化に伴い、就労、医療、福祉、教育などのさまざまな生活場面での課題が発生しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、休業や雇止め、生活困窮など外国人住民の生活に大きな影響をもたらしています。外国人住民が地域社会の一員として、安全・安心に生活することができるよう、外国人住民が抱えるこうした課題の解決に向けた支援に取り組む必要があります。

(3) 日本語教育の環境整備

今後、外国人住民の増加が見込まれる中で、地域社会の一員として、外国人住民がその能力を十分に発揮するためには、日本語を習得し、円滑に意思疎通ができるようにすることが必要です。また、外国人住民にもわかりやすい「やさしい日本語」の普及に取り組む必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 多文化共生に向けた知識や知恵の共有

「三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）」に基づき、外国人住民が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参加できるよう、「三重県外国人住民会議」の開催などを通じて、外国人住民の意見を地域の取組に反映させていきます。また、日本人と外国人が共に参加し、県内で活躍する外国人住民を紹介する映画を企画・制作することをはじめ、各種啓発活動や国際交流の機会を通じて、多文化共生に関する意識の醸成を図ります。

(2) 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり

コロナ禍をふまえ、「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo/みえこ)」の相談体制を強化するとともに、感染拡大防止に向け、多文化共生に関わる市民団体と連携した啓発や多言語ホームページ(MieInfo)の情報内容の充実を図ります。

また、医療通訳者の計画的な育成、災害時に外国人住民を支援する体制の整備、消費者被害防止のための啓発など、市町や関係団体、企業等と連携して外国人住民の安全で安心な暮らしに向けた支援を進めます。

(3) 地域日本語教育の推進体制づくり

「三重県日本語教育推進計画」に基づき、地域日本語教育の事業全体を監理する総括コーディネーターの指揮のもと、市町や国際交流協会、大学、企業、外国人住民等の代表者で構成する総合調整会議を立ち上げ、日本語教育推進施策を協議するとともに、地域の個別課題に対応する地域日本語教育コーディネーターの育成に取り組みます。

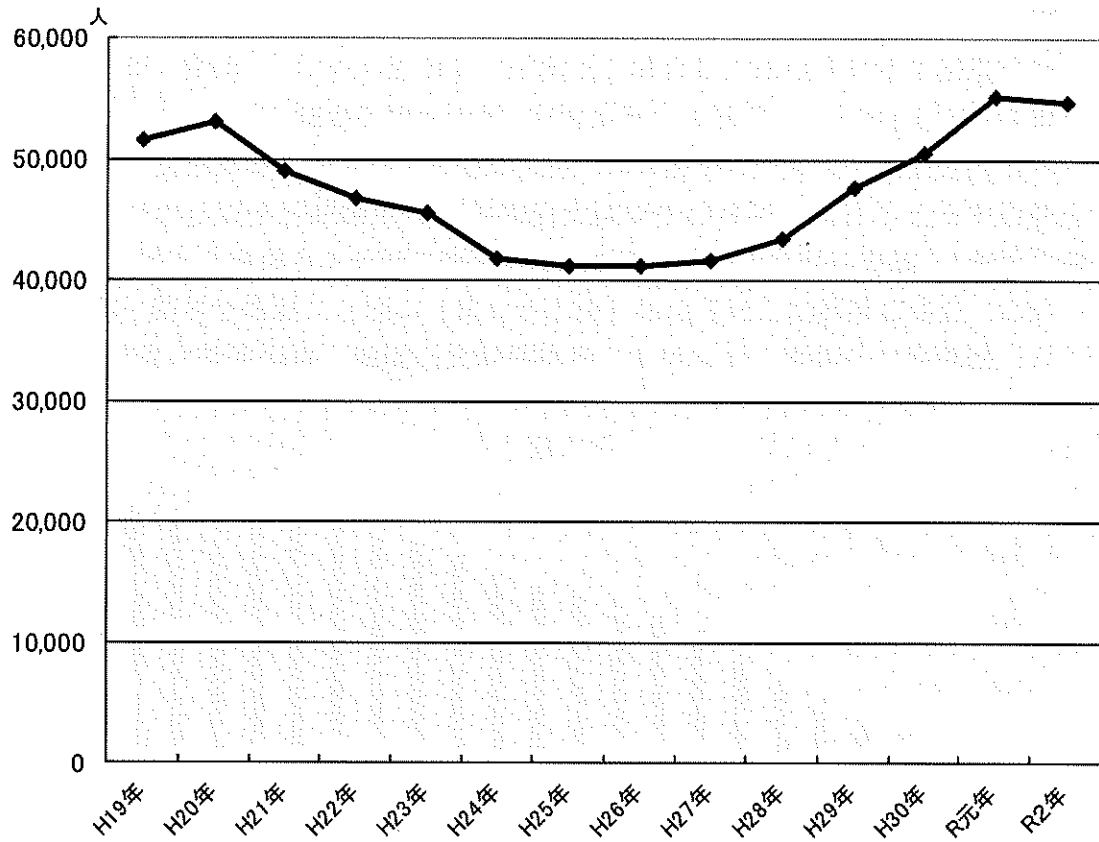


図 三重県内の外国人住民数の推移 (県環境生活部 グローバルシティ社会推進課調べ)

表 令和2年末 国籍・地域別外国人住民数 (グローバルシティ社会推進課調べ)

順位	国籍・地域	外国人住民数	構成比	前年末からの増減数	前年末からの増減率
1	ブラジル	13,219人	24.1%	▲81人	▲0.6%
2	ベトナム	9,156人	16.7%	▲846人	10.2%
3	中国	7,390人	13.5%	▲887人	▲10.7%
4	フィリピン	7,266人	13.3%	▲49人	▲0.7%
5	韓国	4,128人	7.5%	▲181人	▲4.2%
	その他	13,695人	25.0%	▲2人	▲0.01%
	三重県計	54,854人	100.0%	▲354人	▲0.6%

10 県民の社会参画の推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

県が認証するNPO法人は令和2年度末で740法人あり、「保健・医療・福祉」「まちづくり」および「子どもの健全育成」等の分野で活動されています。県では、「みえ県民交流センター」を拠点に、県民の皆さんの理解や参画を促すための情報を発信するとともに、NPOや中間支援組織^{※1}の活動強化を図るためのセミナー等を開催し、県民の皆さんの社会参画、地域課題を解決する取組を支援しています。

なお、令和2年度は、NPOが「新たな日常」に即して活動を再開・継続できるよう、相談窓口の設置、オンライン活用研修会の開催、補助事業も実施しました。

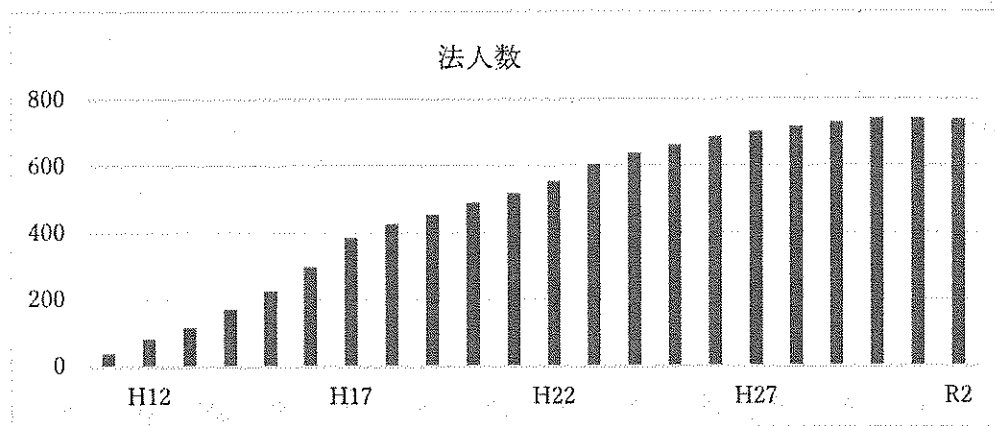


図 NPO法人数

また、県は、NPOや三重県社会福祉協議会等と「みえ災害ボランティア支援センター^{※2}」の運営に参画しています。昨年度は、コロナ禍であっても、大規模災害発生時に、県内外からのボランティアや専門性を有したNPO等が少しでも円滑かつ効果的に支援活動ができるよう研修会を3回開催するとともに、感染症の拡大防止と被災者支援の両立を図るための「受援ガイドライン^{※3}」を策定しました。

- ※1 市民活動や市民活動団体を支援する活動を行う団体。
- ※2 三重県地域防災計画に位置づけられ、災害時に各市町に設置される現地災害ボランティアセンターを後方支援する役割等を担う。
- ※3 発災時に設置される市町災害ボランティアセンターが、災害ボランティアの受入方針を円滑に検討、作成するためのガイドライン。

2 課題

(1) NPOの運営基盤の強化

より良い地域社会づくりに取り組むNPO活動に対する、県民の皆さんの理解や参画を促すことが必要です。また、NPOや中間支援組織が、「新たな日常」に即してさまざまな主体との協創を図りながら、多様化、複雑化する地域の諸課題に対応できるよう支援していく必要があります。

(2) 災害ボランティアに係る体制強化

南海トラフ地震が懸念される中、近年は全国各地で大規模災害も頻発しています。発災時における早期復旧に向け、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に参画し、県内外からの災害ボランティアが円滑かつ効果的に活動できるよう、受援環境の充実・強化に取り組んでいく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) NPOの運営基盤の強化

県民一人ひとりが自らを社会の担い手として認識し、NPO活動への理解、参画が促進され、「新たな日常」に即して、さまざまな主体との協創による地域課題の解決に向けた取組が進むよう、中間支援組織等と連携して、県民の皆さんへの効果的な情報発信や、オンラインを用いた効果的な活動事例に係るワークショップの開催など、NPOや中間支援組織の活動支援、基盤・機能強化に取り組めます。

また、「みえ県民交流センター」の次期指定管理者の選定を行います。

(2) 災害ボランティアに係る体制強化

大規模災害発生時に県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に参画します。また、コロナ禍においても円滑な受援がなされるよう研修会の開催等を通じ、市町・社会福祉協議会・NPO等と連携して受援体制の整備に取り組めます。

11 交通安全対策の推進について

くらし・交通安全課

1 現状

県内の交通事故死者数は、長期的には減少傾向が続き、過去最少レベルにありますが、県民の皆さんが安全・安心に暮らしていくにはまだまだ厳しい情勢にあることから、現状の交通事故抑止対策を維持しつつ、さらなる対策の推進が求められています。

(1) 交通事故情勢

令和2年中の交通事故死者数は、統計が残る昭和29年以降最少の73人、交通事故死傷者数は、平成以降最少を更新した前年の4,763人から、さらに20%以上減少し、3,805人となりました。

なお、令和2年中の交通死亡事故の特徴は、次のとおりです。

- ① 交通弱者（歩行中、自転車乗用中）が約5割を占めます。
交通弱者の死者数は35人（構成率47.9%）（前年比+5人）
- ② 高齢者が5割以上を占めます。
高齢者の死者数は39人（構成率53.4%）（前年比▲3人）
- ③ 交通事故死者のうち、シートベルト非着用者が約5割を占めます。
自動車乗車中の死者23人中、シートベルト非着用者は12人（構成率52.2%）で、シートベルトを着用していれば助かったと推定される死者は10人です。

(2) 飲酒運転事故情勢

飲酒運転事故件数は、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」施行（平成25年7月）以降、全国平均を大幅に上回る減少率を記録し、現在は都道府県別にみて非常に少ない状況になっていますが、いまだ飲酒運転事故や飲酒運転違反者は存在しており、令和2年中の飲酒運転事故件数は、前年から1件増の37件、うち死亡事故件数は、前年から3件増の5件となりました。

2 課題

令和3年4月末時点における交通事故死者数は、対前年13人減少の16人（対前年45%減）と大幅に減少している状況にはありますが次のような課題があります。

(1) 交通事故の防止

- ① 令和2年交通事故死者数に占める交通弱者（歩行中、自転車乗用者）の割合は、約5割となっており、令和3年4月末時点においても、交通事故死者数16人中10人（構成率62.5%）と、依然として交通弱者が高い割合を占めています。
- ② 令和2年交通事故死者数に占める高齢者の割合は5割以上となっており、令和3年4月末時点においても、交通事故死者数16人中9人（構成率56.3%）と、依然として高い割合を占めていることから、高齢者の交通事故防止が喫緊の課題となっています。
- ③ 令和2年中の自動車乗車中の死者23人中、シートベルト非着用者の割合が5割以上と非常に高い割合を占めており、シートベルトを着用していれば助かった死者は10人と推定されることから、シートベルト着用率の向上に向けた対策が必要です。

(2) 飲酒運転の根絶

現在は、都道府県別にみて非常に少ない状況になっていますが、依然として、飲酒運転事故や飲酒運転違反者は存在しているため「飲酒運転はしない、させない、許さない」という意識の定着や、アルコール依存症等の関連問題を含めた取組が求められています。

3 今後の取組方向

(1) 交通事故の防止

本年3月に制定した「三重県交通安全条例」および7月に策定予定で、条例の理念も反映する「第11次三重県交通安全計画」について、四季の交通安全運動等を通じて関係機関・団体と連携・協力しながら効果的な周知を行い、県民の皆さんの交通安全意識や交通マナーの向上、自転車損害賠償責任保険等の加入促進を図ります。

また、専門的かつ高度な参加・体験・実践型の教育を提供できるという現有施設・設備の強みを生かすため団体研修特化型施設となった交通安全研修センターにおいて、子どもから高齢者まで幅広い県民の皆さんを対象に、参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組むとともに、地域や職域で活動する交通安全教育指導者の育成なども展開します。

高齢運転者の事故防止対策の「高齢運転者安全運転支援装置設置促進事業補助金」については、引き続き安全運転支援装置の普及を図るため、令和3年度においても継続して実施します。

(2) 飲酒運転の根絶

7月に策定予定の「第3次三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」をふまえ、関係機関と連携した新たな取組を進めていきます。再発防止のため、今年度からアルコール依存症に関する受診義務通知に再勧告を加えて実施するとともに、飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組も引き続き推進していきます。

表 交通事故発生状況

区 分	第9次県交通安全計画期間					第10次県交通安全計画期間				
	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
総事故件数(件)	62,436	63,642	64,706	62,442	61,674	61,032	61,905	60,572	57,532	49,356
人身事故件数(件)	10,420	10,155	9,804	8,100	7,169	6,038	5,441	4,687	3,647	2,966
うち死亡事故(件)	89	93	90	109	86	83	83	82	74	71
死者数(人)	95	95	94	112	87	100	86	87	75	73
うち高齢者(人)	53	48	49	37	37	52	37	57	42	39
構成率(%)	55.8%	50.5%	52.1%	43.0%	42.6%	52.0%	43.0%	65.5%	56.0%	53.4%
死傷者数(人)	13,908	13,382	12,979	10,829	9,604	8,258	7,199	6,223	4,763	3,805
物損事故件数(件)	52,016	53,487	54,902	54,342	54,505	54,994	56,464	55,885	53,809	46,319
人口10万人あたり死者数 ワースト順位	15	10	14	3	14	9	9	3	7	4

12 安全で安心なまちづくりの推進について

くらし・交通安全課

1 現状

(1) 犯罪情勢等

平成 14 年に戦後最多（47,600 件）を記録した県内の刑法犯認知件数は、平成 16 年 10 月の「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」施行以降、県民意識の高まりや防犯設備の普及等により減少傾向を続けており、令和 2 年は平成以後最少（8,560 件）を記録しています。

また、県内の自主防犯活動団体数は、平成 15 年の 23 団体から、令和 2 年は 812 団体へと大幅に増加し、各地でさまざまな自主防犯活動等が展開されています。

(2) 「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第 2 弾」の策定

平成 29 年 1 月に策定した「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」（以下「プログラム」という。）をふまえ、県民の皆さん、事業者等と連携しながら、安全・安心のまちづくりに向けた取組を進めてきました。令和 2 年 1 月には「プログラム・第 2 弾」（令和 2 年度～5 年度）を策定し、さまざまな主体との協創による安全で安心な三重の実現をめざし、オール三重での取組を進めています。

（別紙）

2 課題

(1) 市町との連携強化

安全で安心な三重のまちづくり推進に向けては、県と市町の役割分担に応じた取組が不可欠ですが、市町の推進体制や取組状況に差異があることから、県と市町の連携が十分にできていません。今後、「プログラム・第 2 弾」をふまえ、一層の連携強化を図っていくため、市町とのさらなる情報共有の促進や市町の実情に応じた取組展開に向けた支援を進めていく必要があります。

(2) 県民・事業者等に対する普及・啓発

刑法犯認知件数は年々減少する傾向にありますが、県の e-モニター（令和 2 年 11 月）によると県民の皆さんの不安は依然解消されていないという結果が出ています。県民の皆さんや事業者等への周知啓発を通して、「プログラム・第 2 弾」で示す「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」の取組を進め、引き続き、県民の皆さんの防犯意識向上を図るとともに、県内の地域防犯力等の底上げや自主防犯活動の活性化を進めていく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 市町との連携強化

市町担当者会議等による情報共有を進めるほか、各市町を訪問し、地域の各主体との意見交換ツールである「市町版座談会フレームワーク」の活用の提案や、市町ごとの推進体制や取組状況に応じた必要な支援を行うことで連携強化を図ります。

さらに、市町と関係機関との連携を促進することで、各市町における地域内自主防犯活動団体の把握を進め、安全で安心な三重のまちづくり実現に向けた効果的な取組が推進できる体制の構築を進めます。

(2) 県民・事業者等に対する普及・啓発

アクションの重要な担い手である県民の皆さんや事業者、市町、警察等の関係者が一堂に集まる場を設け、今後の方向性ととも「オール三重」で取り組んでいく決意を各主体と確認しながら、「プログラム・第2弾」の取組展開を一層促進します。

また、地域の防犯活動等をけん引する意志のある「地域リーダー」を養成するほか、養成後のリーダー同士が意見交換を行う場の提供や必要なフォローアップを実施するとともに、「出前講座」等を通じ、安全安心まちづくり活動の意識喚起や新たな見守りスタイル等に関するモデル的事例の横展開を図ります。

『安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム』の概要

～ アイデアを集め、アクションを広げよう～

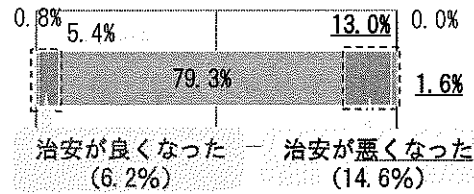
第2弾

策定の背景

○近年、県内の刑法犯認知件数・交通事故死傷者数は減少傾向にあります。

○しかしながら、県民の皆さんに強い不安を与える凶悪犯罪や子ども・女性・高齢者が被害者となる犯罪等が跡を絶たず、県民の皆さんの不安は依然として解消されていません。

(3年前と比べて治安が「良くなった」と思う人より、「悪くなった」と思う人の方が多結果に・・・)



○令和元年に発生した大津市での園児の交通死亡事故

や川崎市での児童らが登校途中に命を奪われた痛ましい事件等を教訓として、同じような被害者を出さないため、県を挙げて、県民・事業者等さまざまな主体と協創し、防犯・交通安全の取組を推進する必要があります。

プログラムの特色

□『進化』したプログラム

…前プログラムでお会いした、県民・事業者の皆さんのアイデアにより進化したプログラムです。

□『伊勢志摩サミット』の“レガシー”を引き継ぎ発展

…「自分たちのまちは自分たちで守る」という気運の高まりを、サミットの重要な“レガシー”として新時代「令和」へと引き継ぎ、『オール三重』の県民運動に発展させることをめざします。

□『県民』・『事業者』を重要な“アクション”の担い手として位置づけ

…県民・事業者の皆さんによるさまざまなアイデアやアクション（活動事例）をご紹介します。
…（重点テーマごとに）県民・事業者の皆さんに「期待するアクションの例」を掲載しています。



【県民】のアクション



【事業者】のアクション

□『市町』と一緒に進めます

…対等なパートナーシップの関係にある県と市町が、それぞれの期待される役割に応じたアクションを起こし、かつ相互に補完することにより、「めざす姿」の実現をめざします。

プログラムの概要

〔計画期間：令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間〕

めざす姿

『県民力』でつくる 犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重

県民・事業者等
多様な主体の協創

▼3つの「基本方針」

「意識」づくり

「地域」づくり

「環境」づくり



▼6つの「重点テーマ」

- 1 地域の防犯力を高める
地域の実情に応じた効果的な見守り、ネットワーク活性化等…
- 2 子どもを犯罪から守る
- 3 女性を犯罪から守る
盗難、空き巣、サイバー犯罪、テロ、薬物乱用等…
- 4 高齢者を犯罪から守る
- 5 近年懸念される犯罪等に対する安全・安心を確保する
- 6 交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす

▼基本目標

- ・刑法犯認知件数の減（↓）
- ・交通事故死者数の減（↓）
- ・防犯・交通安全活動への参加者の増（↑）

▼進捗管理

- ・有識者等からなる推進会議等で、意見を聴取しながら改善を図ります。
- ・県民大会で県民等と方向性を共有します。

▷ 県民や事業者の皆さんのアイデアによって、アクションの進化を図る「三重県オリジナルの計画」です

13 犯罪被害者等支援について

くらし・交通安全課

1 現状

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減や生活再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、平成 31 年 4 月に「三重県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を施行するとともに、都道府県では初となる「三重県犯罪被害者等見舞金」を創設しました。令和元年 12 月には、条例をふまえ「三重県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、平成 27 年に性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援窓口として設立した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ（以下「よりこ」という。）」において、性犯罪・性暴力被害者の相談・支援を行っており、誰にも相談できないでいる被害者を適切な支援につなげることで、早期の心身の回復を図ることをめざしています。

表 1 犯罪被害者等見舞金支給実績

	遺族見舞金 (60万円)	重傷病見舞金 (20万円)	精神療養見舞金 (5万円)	支給合計金額
令和元年度	1 件	6 件	2 件	1 9 0 万円
令和 2 年度	2 件	4 件	2 件	2 1 0 万円

2 課題

(1) 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等は、直接的・間接的に、身体的・精神的・経済的等さまざまな被害を受けているため、各々の状況に応じた人的・物的・経済的等の必要な支援が適切に提供される必要があります。求められる支援は多岐にわたることから、市町をはじめとする関係機関等が役割分担を行いながら連携協力して取り組むことが重要です。

県に続き市町でも条例の制定等が進んでいますが、支援体制や支援に係るノウハウの蓄積などが市町ごとに異なることから、市町担当職員の対応力向上と市町におけるワンストップ支援体制の構築が重要になっています。

また、二次被害を防止し、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成していくため、県民の皆さんの犯罪被害者等に対する理解を促進する必要があります。

(2) 性犯罪・性暴力被害者への支援

コロナ禍の中で、令和2年度の「よりこ」相談件数は対前年度比+295件（+89.9%）の623件と大きく増加しました。今後、新型コロナウイルス感染症対策の長期化や「フラワーデモ」運動の盛り上がり、メディアによる情報発信の増加など社会環境の変化を受け、性犯罪・性暴力に関する相談・支援ニーズがさらに増加・多様化することが見込まれます。引き続き、相談窓口の普及啓発を進め認知度を高めていくとともに、男性被害者等も含めたさまざまな被害者が被害を相談しやすく、被害者に寄り添った支援が速やかに提供できる体制を構築していく必要があります。

さらに、性犯罪・性暴力の根絶に向け、誰もが加害者、被害者、傍観者にならないための教育・啓発活動を通じて、社会の意識改革を進めていく必要があります。

表2 よりこ相談件数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
件数	262	328	331	390	328	623

3 今後の取組方向

(1) 犯罪被害者等への支援

市町や関係機関等の支援従事者を対象とした研修会の開催により、担当職員の対応力の向上を図るとともに、市町における「犯罪被害者等支援施策集」（犯罪被害者等が抱える問題の解決に有効な事業を取りまとめた冊子）の作成を支援し、市町におけるワンストップ支援体制構築を促進します。

あわせて、市町職員と管轄警察署担当者等の参加による意見交換会をブロック単位で開催することにより、市町と管轄警察署等との相互連携の促進を図ります。

また、広く県民の皆さんの犯罪被害者等に対する理解を促進するため、「犯罪被害を考える週間（11月25日～12月1日）」を中心にイベントや街頭啓発等を実施します。

(2) 性犯罪・性暴力被害者への支援

新型コロナウイルス感染症の影響も考慮しながら、誰にも相談できないでいる被害者等が適切な相談・支援を受けることができるよう、若年層をはじめとする幅広い層に向けた「よりこ」の広報啓発を進めるほか、SNS相談窓口の運用や連携協力病院の拡充、男性被害者に対応できる医療機関の開拓など相談支援体制の強化に取り組みます。

また、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者とならないよう、養護教諭や児童、保護者等を対象とした出前講座を行うとともに、意識啓発に取り組みます。

14 消費生活の安全の確保について

くらし・交通安全課

1 現状

(1) 社会の状況

消費者を取り巻く社会環境は絶え間なく変化しており、近年のデジタル化の進展やそれに伴う電子商取引の拡大、自然災害の激甚化・多発化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に関連して、さまざまな消費者トラブルの発生が懸念されています。

(2) 県の取組状況（別紙）

県消費生活センターを県内消費者行政の中核センターと位置づけ、消費生活相談を実施するとともに、消費者教育・消費者啓発や事業者指導に取り組んできたほか、国の交付金等を活用することにより、市町における消費生活相談体制の整備を支援してきました。現在、全市町に消費生活相談窓口が設けられており、そのうち、12市3町で消費生活相談員が配置されています。

県消費生活センターにおける相談件数は減少傾向にありますが、相談件数に占める高齢者(60歳以上)の割合は、令和2年度は36.1%と4割程度を占めており、今後も高い割合で推移することが見込まれます。また、コロナ禍の影響もあり通信販売に関する相談割合が増加しており、令和2年度は41.3%と4割を超えています。

2 課題

(1) 消費生活相談体制の整備・充実

県消費生活センターが、複雑化・高度化する相談への対応や消費者事故情報の集約等において、中核センターとしての役割を継続して発揮していくことが必要です。また、市町における消費生活相談については、相談員の配置などの相談体制の充実と研修会への参加等による相談対応能力の向上を、引き続き働きかけていくことが必要です。

(2) 消費者教育・消費者啓発の充実

消費者トラブルの未然防止・拡大防止に向けた啓発を引き続き行うとともに、コロナ禍において相談割合が増加している通信販売や新たな消費者トラブルについても迅速に情報提供していくことが必要です。また、消費者トラブルが潜在化している可能性もあることから、消費者ホットライン「188（いやや!）」をはじめとした相談窓口に関する一層の周知が必要です。

特に、令和4年4月からの民法の成年年齢引下げを見据え、教育機関等と連携して若年者に対する取組を重点的に実施するとともに、高齢者の消費者トラブル防止に向け、県内各地域における啓発活動の推進や消費者に身近な市町における見守り体制の充実に向けた取組を促進することが必要です。

また、公正で持続可能な社会の形成に寄与するため、人や社会・環境に配慮した消費活動である倫理的消費（エシカル消費）の普及啓発が必要です。

(3) 事業者指導の取組

悪質な事業者による商取引の被害が依然として発生しており、国や他県および警察等関係機関との連携を一層強化し、事業者の監視・指導に取り組むとともに、商品・サービスに係る表示の問題も発生していることから、引き続き関係部局等と連携し、事業者指導や啓発を行っていく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 消費生活相談体制の整備・充実

県消費生活センターの相談員に研修の機会を提供するとともに、市町相談員等を含めた勉強会を開催し、県内相談員全体の資質向上を図ります。

また、広域連携も含めた市町における消費生活センターの設置促進を図るほか、国交付金等を活用した相談体制の整備・充実に取り組むよう、市町に働きかけます。

(2) 消費者啓発・消費者教育の推進

市町や消費者団体、事業者団体等さまざまな主体と連携しながら、子どもから高齢者まで各世代の特性に適した方法で、消費者トラブルの未然防止・拡大防止に向けた取組を推進するとともに、相談割合が増加している通信販売や新たな消費者トラブル等についても、SNS等も含めた多様な情報媒体を活用して適時適切な情報提供を行います。

特に、若年者の消費者教育については、成年年齢の引下げを見据え、学校等の教育機関との連携を強化するとともに、若年者の参画を得ながら消費者教育・消費者啓発を重点的に実施します。また、高齢者等の消費者トラブルの防止に向けては、地域における啓発の担い手として活動する「消費者啓発地域リーダー」を引き続き養成するとともに、地域の見守り力の向上のため、市町における消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を促進します。

さらに、「新たな日常」に対応した消費行動の推奨やエシカル消費の普及啓発に取り組めます。

(3) 事業者指導の取組

特定商取引法、景品表示法等に基づき、的確に事業者指導を行うとともに、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

なお、事業者指導においては、国や東海4県（愛知県・岐阜県・静岡県・三重県）で構成する「東海地域悪質事業者対策会議」、「東海4県広告表示等適正化推進会議」等を通じて、連携して効果的な指導に努めるとともに、法改正の動向等も注視しながら取り組めます。

(4) 消費者行政の計画的な推進

令和2年3月に改定した「三重県消費者施策基本指針」に基づき、市町等多様な主体と連携しながら、県内における消費者行政を計画的に推進します。

1 市町の相談窓口状況（令和3年4月1日現在）

- ・消費生活相談窓口の設置 全市町
- ・消費生活センター設置 6市（津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、亀山市
[鈴鹿市と亀山市は広域連合で1センターを設置])
- ・消費生活相談員配置 12市3町（上記センター設置6市、桑名市、名張市、鳥羽市、いなべ市、志摩市、伊賀市、東員町、明和町、玉城町）

※消費生活相談員の配置日数には、週5日の配置から、月1日の配置まで、市町によって幅があります。

※上記市町以外は職員で対応しています。

（参考）

市町相談件数：28年度 7,088件、29年度 8,458件、30年度 7,819件
元年度 7,894件、2年度 8,519件

2 三重県消費生活センターにおける相談件数

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度 (暫定値)
受付件数	2,487	3,056	2,586	2,294	2,317
対前年増減	▲266	569	▲470	▲292	23
増減率	▲9.7%	22.9%	▲15.4%	▲11.3%	1.0%
うち問い合わせ等 を除く件数	2,342	2,917	2,487	2,180	2,213
60歳以上の相談	752	1,091	1,004	863	799
全体に占める割合	32.1%	37.4%	40.4%	39.6%	36.1%

注：60歳以上の相談件数および割合は、問い合わせ等を除いた件数に係る数値

[令和2年度 相談件数上位3位]

	前年比
1位 デジタルコンテンツ（アダルト情報サイト、出会い系サイト などの登録料金、使用料金等の不当・架空請求）	202件 +17件
2位 商品一般（はがきによる架空請求、商品を特定できない相談）	171件 ▲84件
3位 健康食品（ （通信販売による定期購入など不要な健康食品の解約）	159件 ▲1件

3 事業者指導の実績

表1 特定商取引法に基づく行政指導

年度	件数	内訳
28	2	ミシン販売、学習教材販売・家庭教師派遣（静岡県と合同）
29	2	寝具販売、水漏れ修理（岐阜県と合同）
30	2	電気小売（愛知県・岐阜県と合同）、エステ（静岡県と合同）
1	7	太陽熱温水器等（愛知県、岐阜県と合同）、情報商材等（愛知県、岐阜県、名古屋市と合同）、太陽光発電等、電力小売り、エコキュート（2件）、化粧品・健康機能食品
2	0	該当なし

表2 三重県消費生活条例に基づく行政指導

年度	件数	内訳
28	1	放送・コンテンツ
29	0	該当なし
30	2	電気小売、エステ
1	3	太陽熱温水器等（愛知県、岐阜県と合同）、情報商材等（愛知県、岐阜県、名古屋市と合同）、エコキュート
2	0	該当なし

表3 景品表示法に基づく行政指導

年度	件数	内訳
28	5	食品流通センター2件、リサイクルショップ、宝飾店2件
29	11	食品販売3件、一般小売3件、飲食店3件、葬祭業、社会福祉施設
30	4	食品販売2件、学習塾、専門サービス業
1	5	建設業、寝具店2件、酒類販売店、農業協同組合
2	5	一般小売、食品販売、宿泊施設3件

15 廃棄物総合対策の推進について

廃棄物・リサイクル課

1 現状

これまで、大量生産、大量消費型の社会経済活動により発生する大量の廃棄物に対しては、さまざまな主体による3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組が進められてきましたが、地球温暖化、天然資源の枯渇などの問題が顕在化してきています。

一般廃棄物については、「1人1日あたりのごみ排出量」や「最終処分量」は、3Rの取組により着実に削減されてきましたが、近年は横ばいの状況にあります。一方、「資源化率」は、全国より高い水準を維持していますが、令和元年度以降は、RDF焼却・発電事業の終了に伴うRDF製造量の減少により低下しています。

産業廃棄物については、3Rの取組は一定進んでいるものの、県内の産業廃棄物の「排出量」や「最終処分量」は、社会経済情勢の影響を受けることもあり明確な削減傾向はみられず、「再生利用率」は、近年ではほぼ横ばいの状況が続いています。（表1）

表1 廃棄物の排出量等

		実績値					指標値
		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R7年度
一般廃棄物	1人1日あたりのごみ排出量 (g)	950	943	947	947	※937	902
	資源化率 (%)	27.4	27.3	26.7	23.1	※20.4	27.3
	最終処分量 (千t)	21	22	25	22	※19	10
産業廃棄物	排出量 (千t)	8,225	8,282	8,290	8,252	※8,130	8,176
	再生利用率 (%)	46.5	45.1	42.4	44.6	※41.7	46.3
	最終処分量 (千t)	265	278	335	317	※275	317

(注) ※は、速報値

こうした状況をふまえ、県では、持続可能な循環型社会の構築をめざし、廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、これまでの「三重県廃棄物処理計画」にSDGsとSociety 5.0の考え方を取り入れ、多様な主体との連携を一層強化しつつ、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向け、計画の名称を「三重県循環型社会形成推進計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度）に改め、令和3年3月に策定しました。

2 課題

持続可能な循環型社会を構築するために、これまでの3RにRenewable（再生可能資源への代替）を加えた「3R+R」の促進が求められています。また、廃棄物行政を推進する上で、資源制約や地球温暖化の加速、少子高齢化の進展などの環境変化をふまえた施策の展開がますます重要になっており、加えて、プラスチックごみ対策や食品ロスの削減といった社会的課題の解決に取り組む必要があります。

また、産業廃棄物の不法投棄が依然として後を絶たない状況であり、特に建設系廃棄物の割合が高いことから、令和2年3月に改正し、同年10月に施行した「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」等に基づき、排出事業者への働きかけを強化するとともに、廃棄物処理の安全・安心の確保を担保するため、引き続き、不法投棄等の未然防止、不適正処理事案の早期是正に取り組む必要があります。

3 取組方向

「三重県循環型社会形成推進計画」において、5つの取組方向を定めており、計画の進捗状況については、「三重県循環型社会形成推進会議」（構成：学識者、市町、事業者等）において点検評価を行い、計画内容を推進していきます。

産業廃棄物税制度については、平成14年4月の「三重県産業廃棄物税条例」施行後、5年ごとに制度や用途事業のあり方等について検証を行っており、今年度は、これまでの成果や課題について確認・検討の上、必要に応じ制度を見直します。

(1) パートナーシップで取り組む「3R+R」

市町や関係機関等と連携し、さまざまな機会をとらえて資源循環に関する啓発活動を実施します。

特に事業者に対しては、資源確保から製品の生産、流通、販売、廃棄等に至るライフサイクルの各段階で、環境負荷の低減を図りつつ、資源循環を推進する「資源のスマートな利用」を推進するため、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」により、事業者による自主的な取組を促進します。

(2) 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

産業廃棄物税を財源として、県内の産業廃棄物排出事業者や産業廃棄物処分業者による積極的な産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化に資する研究開発や設備機器の設置等に係る経費の一部を助成する制度を運用します。また、認定リサイクル製品の普及・利用拡大に向け取り組みます。

(3) 廃棄物処理の安全・安心の確保

電子マニフェストの普及促進等により排出事業者責任の徹底を図るとともに、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については処分期間内に適正処理されるよう、PCB特別措置法に基づく措置等を行います。また、大規模災害に備え災害廃棄物が適正かつ円滑に処理されるよう、引き続き、人材育成や関係機関との連携強化に取り組めます。さらに、自動車保管ヤードに対しては、令和3年3月の「盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例」の制定を契機として、警察等の関係機関と連携した取組を強化し、地域の良好な生活環境の確保を図ります。

産業廃棄物の不法投棄等に対しては、監視カメラやドローン等の資機材を充実させ、ICTの活用や関係機関との連携等により早期発見・早期是正を図るとともに、不法投棄案件の大半を占めている建設系廃棄物について、排出事業者等の意識向上に資する取組や適切な監視指導を進めます。

行政代執行を継続している四日市市大矢知・平津事案、桑名市源十郎新田事案、桑名市五反田事案の3事案については、令和4年度末までの対策完了に向け、着実に工事等を実施します。また、令和元年度に対策を完了した四日市市内山事案については、モニタリング等を継続します。

(4) 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

プラスチックごみ対策については、事業者や市町等と連携し、使用済ペットボトルを回収しペットボトル原料とする水平リサイクル（ボトル to ボトル）のモデル事業を実施するなどの取組を進めます。また、海洋プラスチックごみ対策として、不法投棄防止策を進めつつ、環境負荷の低い素材への転換に向けた調査研究等を行います。食品ロスの削減については、発生抑制に係る啓発のほか、令和2年度に整備したICTを活用したマッチングシステムにより未利用食品の有効活用を進めます。

(5) 人材育成とICTの活用

循環関連産業の担い手である事業者等を対象に、資源の循環的な利用を促進するためのセミナー等を開催します。また、市町等と連携し、ICTを活用することにより、ごみの分別方法や減量化・リサイクルに役立つ情報を提供・発信できるアプリ等のプラットフォームの構築を進めます。

4 RDF焼却・発電事業

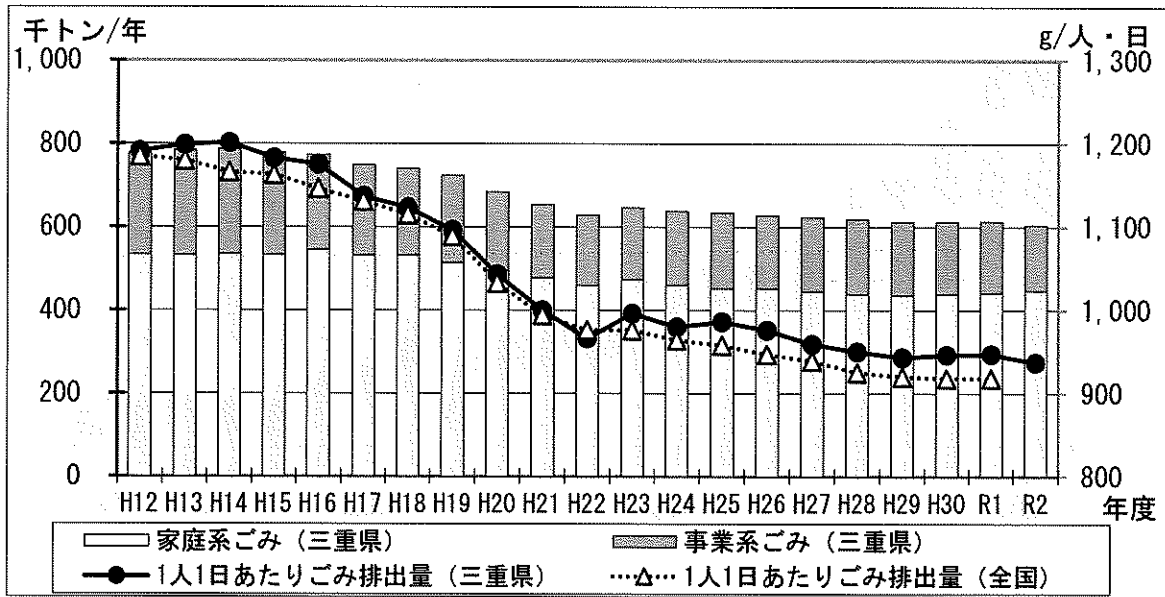
関係市町等の新たなごみ処理体制の移行に向けて、市町等における新ごみ処理施設整備に向けた検討会への参画や、市町間の調整、情報提供などを通じて技術支援を行ってきています。（表2）

また、平成30年に創設した県単独の補助制度により、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援を進めています。

さらに、RDF焼却・発電事業の総括については、関係部局と連携して進めることとし、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行うとともに、関係市町からの意見も確認し、令和3年度中に中間的な報告を行います。そして、全ての業務が終了する段階で速やかに最終的な総括が行えるよう取組を進めます。

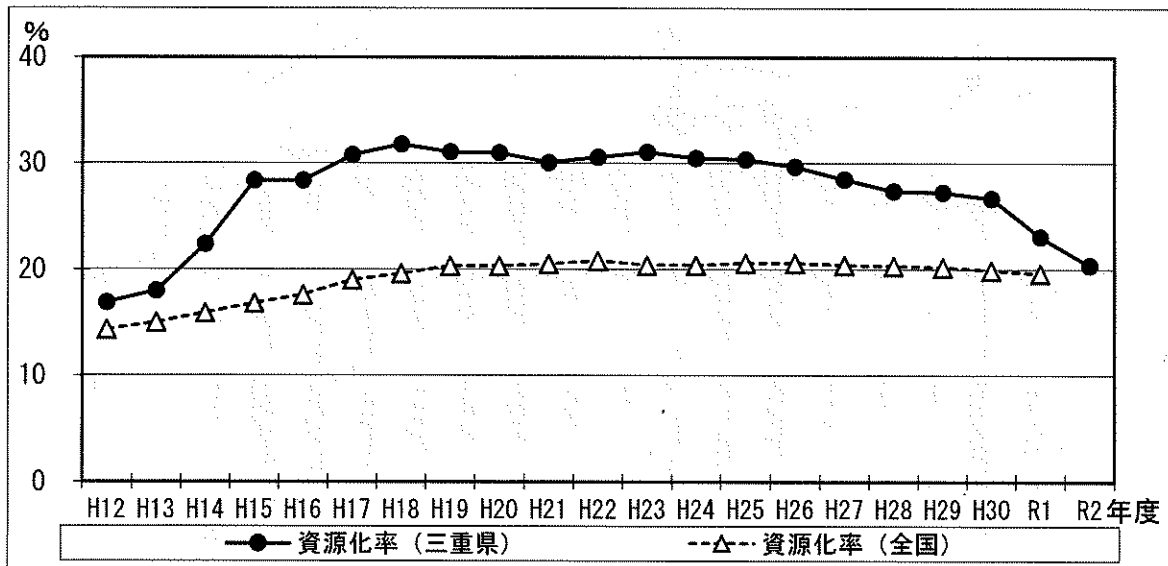
表2 RDF関係団体：新たなごみ処理体制に向けた対応

桑名広域清掃事業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・桑名市、木曾岬町、東員町の3市町の枠組みで新ごみ処理施設を整備し、令和元年9月から新ごみ処理施設で可燃ごみを処理。 ・RDF化施設については撤去する予定であり、撤去時期については検討中。
伊賀市	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ中継施設を整備（平成31年2月～令和元年8月）し、令和元年8月から可燃ごみを民間処理。
香肌奥伊勢資源化広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ・多気町、大台町、大紀町の3町の枠組みでごみ中継施設を整備（平成31年1月～令和元年9月）し、令和元年8月から可燃ごみを民間処理。
紀北町	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年9月からRDFを民間処理。 ・今後は、令和3年4月に設立された東紀州環境施設組合（構成市町：尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町）が整備予定の新ごみ処理施設での処理に移行。 ・RDF化施設については撤去する予定であり、撤去時期については検討中。
南牟婁清掃施設組合	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年9月からRDFを民間処理。 ・ごみ中継施設を整備（令和2年度）し、令和3年4月から可燃ごみを民間処理。 ・今後は、東紀州環境施設組合が整備予定の新ごみ処理施設での処理に移行。



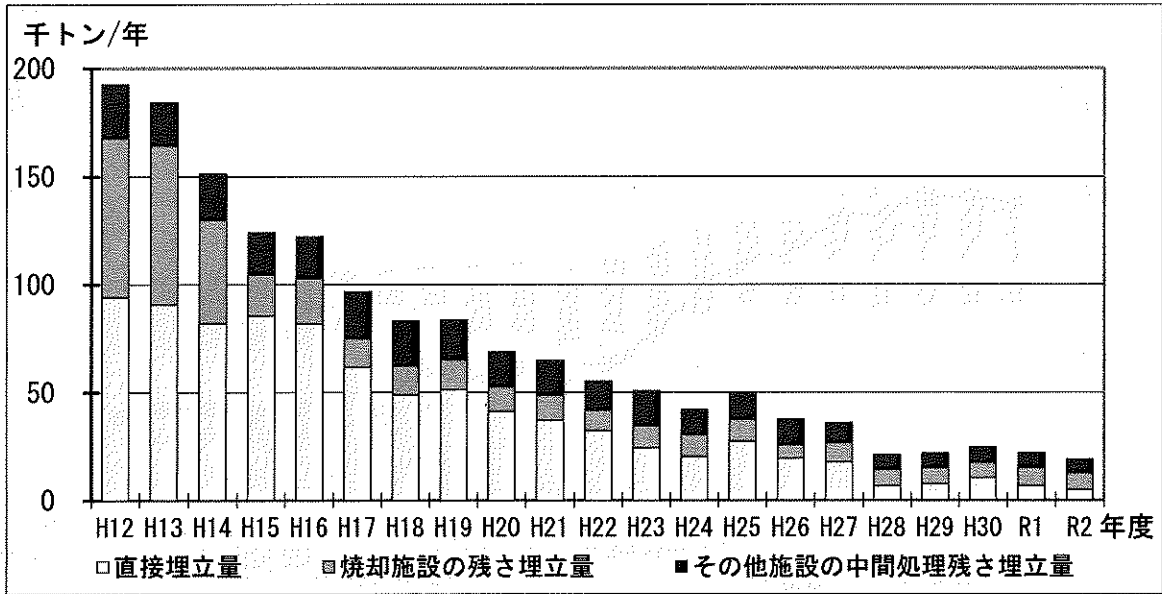
(注) 令和2年度は速報値を示しています。

図1 一般廃棄物排出量の推移



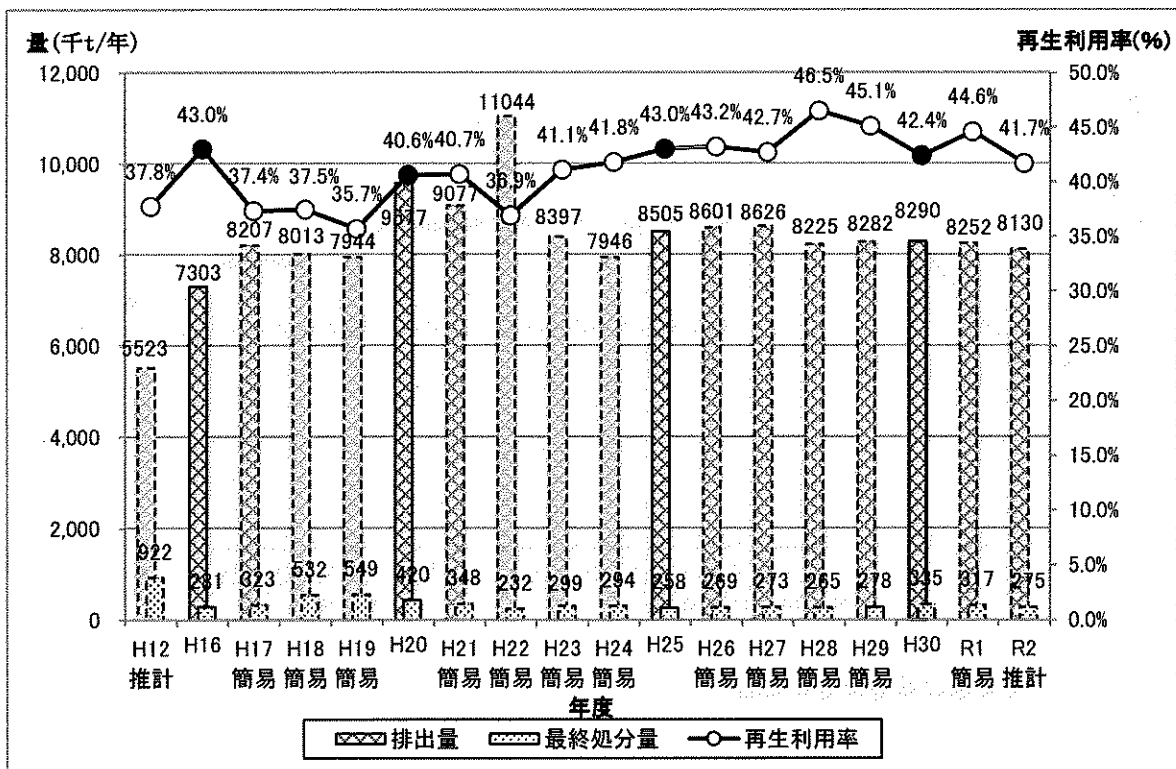
(注) 令和2年度は速報値を示しています。

図2 一般廃棄物資源化率の推移



(注) 令和2年度は速報値を示しています。

図3 一般廃棄物埋立量等の推移



(注2) 令和2年度は速報値を示しています。

図4 産業廃棄物排出量等の推移

16 産業廃棄物の監視・指導状況について

廃棄物監視・指導課

1 現状

県では、産業廃棄物に係る違反行為に対する監視・指導を強化しており、令和2年度における産業廃棄物に関する監視件数は、3,780件で、これらに係る行政指導の件数が2,239件、文書発出数が273件、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく行政処分である事業停止命令が13事業者17件、業許可取消が4事業者4件、施設使用停止命令が2事業者4件でした。（表1）

産業廃棄物の不法投棄については、依然として後を絶たない状況であり、特に建設系廃棄物の割合が高く、最近5年間では発生件数で約72%、発生量で約93%を占めています。また、最近5年間における10トン以上の建設系廃棄物の不法投棄事案は、年間8件から13件となっています。（表2）

なお、不法投棄等不適正処理事案については、早期に廃棄物が撤去等されるよう強力に指導を行っています。

表1 監視指導状況の推移（地域機関環境室分を含む。）

（単位：件）

区分	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
延べ監視件数		3,710	3,990	3,788	3,455	3,780
行政指導・処分	指導件数	1,931	2,021	1,718	2,274	2,239
	文書発出数	269	303	152	175	273
	改善命令	0	0	1	0	0
	措置命令	0	0	0	0	0
	事業停止命令	15	14	11	6	17
	業許可取消	5	3	4	6	4
	施設使用停止命令	9	12	3	5	4
	施設許可取消	2	0	0	2	0
告発		1	0	0	1	0

表2 新たに確認された不法投棄事案の推移

（単位：件、（数量トン））

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	計
確認事案数	41 (2,462)	48 (468)	41 (438)	58 (831)	40 (792)	228 (4,991)
うち建設系 廃棄物等	29 (2,215)	39 (422)	30 (425)	39 (814)	28 (780)	165 (4,656)
未撤去数(R3.3末)	9 (1,625)	8 (26)	17 (76)	31 (390)	21 (299)	86 (2,416)

※数量トンについては、確認できたもののみ集計

※建設系廃棄物の割合：72%（165件/228件）、93%（4,656トン/4,991トン）

2 取組状況

(1) 悪質な事案への対応と関係機関等との連携

悪質な事案に対応するため、平成5年度から警察官を配置し、現在は、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に係る指導を担当する職員を含め22名体制（警察からの出向者4名、警察官OB7名を含む）で監視・指導を行っており、法令に違反するおそれのある事業者に対しては、行政処分を視野に入れながら厳格な指導を行っています。

また、通常の監視活動に加え、発見が困難な事案に対応するために防災ヘリ等を活用した広域的な監視（スカイパトロール）を実施するとともに、技術の進歩が著しい監視カメラやドローン等の最新機器を活用して投棄行為者の特定や不法投棄現場等の実態把握を行っています。

さらに、休日や早朝にも絶え間なく監視活動を行うためパトロール業務を民間警備会社へ委託することに加え、県民からの通報体制の充実や市町職員への「産業廃棄物にかかる立入検査証」の交付、民間業者との通報協定の締結、近隣縣市との合同路上監視等さまざまな主体と連携して不法投棄の早期発見等につながる取組を行っているところです。

(2) 建設系廃棄物対策

不法投棄事案の大半を建設系廃棄物が占めている現状をふまえ対策の強化を実施してきました。令和2年3月には、受注者（元請業者）の排出事業者責任をより一層徹底させるよう、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」（以下「産廃条例」という。）を改正し、同年10月に施行しました。

また、令和2年度には、新たな取組として、県内の解体工事場所の集中的なパトロールを実施するとともに、受注者（元請業者）を対象とする研修会を県内8か所で行うことにより、約700名の参加者に対して、廃棄物処理法等関係法令の講習を実施しました。

3 課題

(1) 悪質な事案への対応と関係機関等との連携

不法投棄等不適正処理事案の県内発生状況をふまえると、引き続き、厳正な監視・指導を行い、悪質な事案に対しては、警察等関係機関と連携して対応していく必要があります。

また、不適正処理事案を根絶するためには、未然防止と早期発見・早期是正が不可欠であるため、ICTをはじめとした新しい技術の活用や関係機関等と連携した取組を進めていく必要があります。

(2) 建設系廃棄物対策

解体工事に伴って生じる建設系廃棄物の不法投棄が多い要因の一つとして、解体工事が重層的な構造によって行われる場合に排出事業者責任が曖昧になることがあります。このため、不適正な一括した下請負を排除するための新たな仕組みを構築するなど、実効性のある対策を講じる必要があります。

また、県内の不適正処理事案には、過去に廃棄物処理法違反で廃棄物処理業の許可の取消等を受けた事業者が解体工事に関与している事例があり、こうした不適格な事業者に解体工事が発注されることを回避するための対策が課題となっています。

今後は、排出事業者責任の徹底を図る「上流対策」、不適正処理の行為者に厳格に対応する「下流対策」をあわせて進めていく必要があります。

4 取組方針

(1) 悪質な事案への対応と関係機関等との連携

引き続き、計画的な監視・指導を行うとともに、抑止効果・情報収集能力の高い監視カメラ、広範囲・全体像の把握が容易なドローン等の資機材を積極的に活用することにより、より一層の未然防止、早期発見・早期是正を図ります。

特に悪質な事案に対しては、警察や関係機関と連携しながら対応するなど、事態の早期是正や悪化防止を図るとともに、違反行為を把握した場合には、速やかに改善命令や事業許可の停止・取消し等の行政処分を行うなど、厳正に対処していきます。

また、県民、市町、情報提供協定を締結している事業者等の多様な主体と連携し、不法投棄等不適正処理をさせない気運を高めるとともに、各主体の自発的な取組を促進します。

さらに、スマートフォンを活用した新たな不法投棄等通報システムの運用を進めるなど、ICTを活用した取組を進めます。

(2) 建設系廃棄物対策

「上流対策」として、建設業関係機関・団体との連携を強化し、研修会や会議等を開催するなど排出事業者（元請業者）責任の意識向上を図る取組を進めるとともに、令和2年10月から施行されている改正産廃条例の的確な運用による厳正な指導を行います。

「下流対策」として、不法投棄等不適正処理行為者の警察等関係機関への積極的な情報提供や行政処分を含めた厳正な対応を引き続き進めます。

また、不適格な事業者に解体工事が発注されることを回避するための対策や不適正な一括した下請負を排除するための新たな仕組みの構築については、国への要望を行うなど関係機関と連携して取り組んでいきます。

建設系廃棄物は県域を越えて移動することもあり、本県では、特に関西方面から建設系廃棄物が運び込まれ不法投棄される事案が散見されるため、令和3年度からは、近畿地方環境事務所が主催する「近畿地方不法投棄対策連絡会」にオブザーバーとして参加する予定です。

（一）
（二）
（三）
（四）
（五）
（六）
（七）
（八）
（九）
（十）
（十一）
（十二）
（十三）
（十四）
（十五）
（十六）
（十七）
（十八）
（十九）
（二十）
（二十一）
（二十二）
（二十三）
（二十四）
（二十五）
（二十六）
（二十七）
（二十八）
（二十九）
（三十）
（三十一）
（三十二）
（三十三）
（三十四）
（三十五）
（三十六）
（三十七）
（三十八）
（三十九）
（四十）
（四十一）
（四十二）
（四十三）
（四十四）
（四十五）
（四十六）
（四十七）
（四十八）
（四十九）
（五十）
（五十一）
（五十二）
（五十三）
（五十四）
（五十五）
（五十六）
（五十七）
（五十八）
（五十九）
（六十）
（六十一）
（六十二）
（六十三）
（六十四）
（六十五）
（六十六）
（六十七）
（六十八）
（六十九）
（七十）
（七十一）
（七十二）
（七十三）
（七十四）
（七十五）
（七十六）
（七十七）
（七十八）
（七十九）
（八十）
（八十一）
（八十二）
（八十三）
（八十四）
（八十五）
（八十六）
（八十七）
（八十八）
（八十九）
（九十）
（九十一）
（九十二）
（九十三）
（九十四）
（九十五）
（九十六）
（九十七）
（九十八）
（九十九）
（一百）

17 産業廃棄物の不適正処理事案への対応について

廃棄物適正処理 P T

1 経緯等

産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理により、生活環境保全上の支障等が生じた場合、廃棄物処理法の規定により、原因者に対し、必要な限度において是正措置を命じ、その措置が講じられない場合、行政代執行により支障等を除去することができます。

本県においては、産業廃棄物が不法投棄された「桑名市五反田事案」について、平成 13 年に行政代執行に着手しました。その後、過去に不適正処理が行われた事案について「安全性確認調査」を実施し、調査の結果等もふまえ、生活環境保全上の支障等が認められた次の事案について行政代執行に着手しました。

- ・四日市市内山事案（平成 19 年）
- ・四日市市大矢知・平津事案（平成 24 年）
- ・桑名市源十郎新田事案（平成 25 年）

これらの 4 事案については、学識経験者の意見もふまえつつ、国の財政的支援を受け、行政代執行による生活環境保全上の支障等の除去に取り組んでおり、このうち、四日市市内山事案については、令和 2 年 3 月 31 日をもって対策工事が完了し、行政代執行を終了しました。

今後は、残る 3 事案について令和 4 年度末までに終了するよう、引き続き計画的に事業を進めていきます。

2 行政代執行に係る国の支援制度

平成 10 年 6 月以前の不適正処理事案に係る行政代執行については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」という。）」に基づき実施計画を策定し、国の同意を得ることにより、財政的支援が得られます。

同法は、平成 15 年 6 月に平成 24 年度までの 10 年間の時限立法として施行され、平成 24 年 8 月の改正により 10 年間延長され、その期限は令和 4 年度末までとなっています。

産廃特措法の支援概要

平成 10 年 6 月 16 日以前に発生した不法投棄等による生活環境保全上の支障等を除去するため、都道府県等が行う対策工事について、国が支援措置を講じます。

（事業費の 9 割を起債対象とし、うち 5 割が特別交付税措置されます。）

事業費		
一般 財源 10%	起債充当額(90%)	
	非措置額 45%	特別交付税措置額 45%
都道府県 55%		国 45%

3 対策工事を継続している事案

(1) 桑名市五反田事案

<事案の概要>

(時期) 平成7年～8年頃

(場所) 桑名市大字五反田字多々星地内の山林

(内容) 産業廃棄物処理業者が、燃えがら、汚泥、廃油等を不法投棄し、平成9年10月にVOC（揮発性有機化合物）による地下水汚染が判明、さらに平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる地下水汚染が判明した事案です。

(生活環境保全上の支障等)

VOCおよび1,4-ジオキサンにより、農業用水の利用等に支障が生じるおそれがあります。

(事案地の状況)



<対策工事の実施内容>

1,4-ジオキサン等による地下水の汚染対策のため、廃棄物の掘削除去や揚水浄化等を実施しています。令和2年度は、遮水壁外で汚染が残る第2帯水層の揚水浄化対策を継続するとともに、モニタリングを行い、第1および第3帯水層の浄化がおおむね完了したことを確認しました。

令和3年度は、引き続き帯水層ごとに地下水質のモニタリングを行い、対策工事の効果を検証するとともに、浄化目標の達成状況を確認の上、水処理施設の撤去工事等に着手します。

① 令和2年度までの主な事業内容

- ・ 廃棄物撤去区域（1,4-ジオキサン高濃度区域）の廃棄物の掘削・除去工事
- ・ 廃棄物残置区域における遮水壁補強工事
- ・ 水処理施設による汚染地下水の揚水浄化および水処理施設の増強（追加設置）工事等
- ・ 遮水壁外の汚染残留区域における揚水井戸の追加等の揚水浄化対策

② 令和3年度以降の主な実施内容

- ・ 対策工事の効果検証
- ・ 水処理施設の撤去工事等

(2) 四日市市大矢知・平津事案

＜事案の概要＞

(時期) 昭和56年～平成6年頃

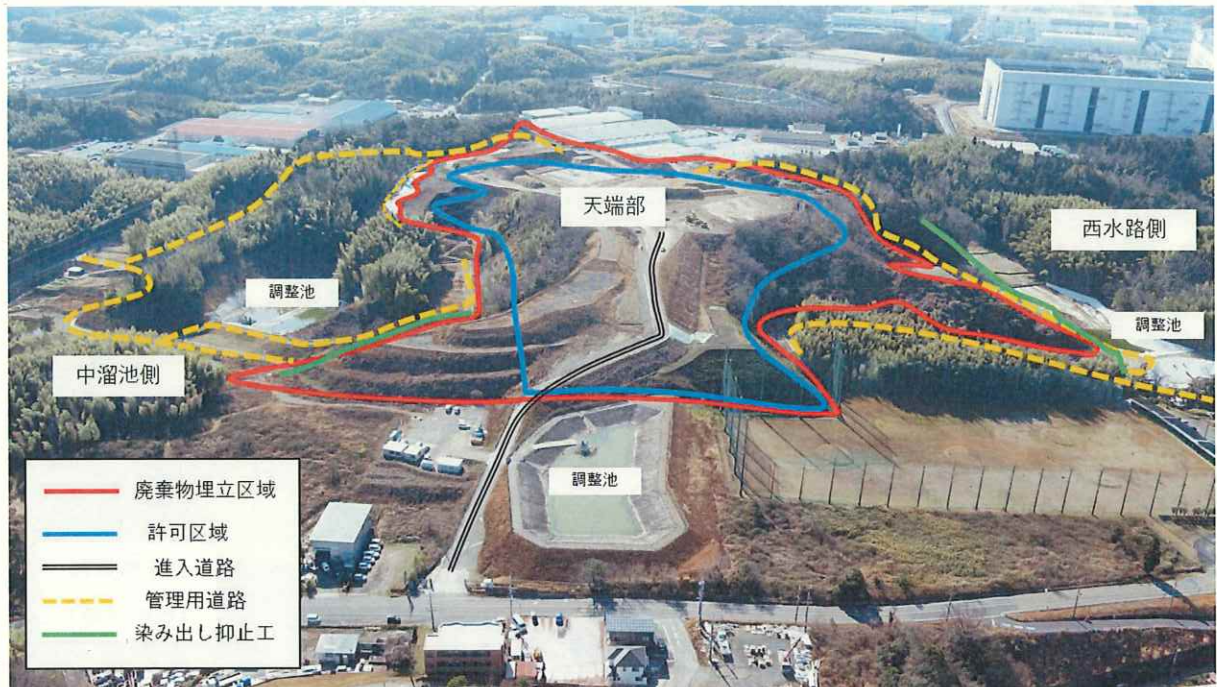
(場所) 四日市市大矢知・平津町地内の産業廃棄物の安定型最終処分場等

(内容) 産業廃棄物処理業者が、廃プラスチック類、陶磁器くず等の廃棄物を、許可面積・容量を大幅に超えて埋立を行ったため、廃棄物の飛散・流出等のおそれがある事案です。

(生活環境保全上の支障等)

周辺地域に廃棄物の飛散・流出や有害物質の浸出等のおそれがあります。

(事案地の状況)



＜対策工事の実施内容＞

廃棄物の飛散・流出の防止や雨水の浸透抑制のため、覆土工および雨水排水工等の対策を実施しています。令和2年度は、西水路側の染み出し抑止工等（鋼矢板および連続地中壁の設置）を実施するとともに、廃棄物埋立区域の法面工や覆土工にも着手しました。

令和3年度は、引き続き法面工や覆土工を進めるとともに、継続的なリスク管理を行うための管理用道路の舗装工に着手します。

① 令和2年度までの主な事業内容

- ・調整池、進入道路及び管理用道路の設置工事
- ・中溜池側および西水路側における染み出し抑止工

② 令和3年度以降の主な実施内容

- ・法面部への厚層基材（植生材）吹付工
- ・天端部の覆土工
- ・管理用道路の舗装工

(3) 桑名市源十郎新田事案

<事案の概要>

(時期) 昭和 48 年～51 年頃 (P C B 等投棄時期：推定)

(場所) 桑名市大字五反田字源十郎新田地内の河川敷

(内容) 平成 19 年 9 月に員弁川・藤川合流点付近の旧最終処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、平成 22 年 10 月に当該箇所から回収した廃油に P C B 等の有害物質が含まれていることが判明した事案です。

(生活環境保全上の支障等)

P C B を含む油の河川への滲出等により、下流の水道水源や農業用水の利用等に支障が生じるおそれがあります。

(事案地の状況)



<対策工事の実施内容>

P C B (ポリ塩化ビフェニル) や V O C (揮発性有機化合物) 等の有害物質を含む廃油の拡散防止を図るため、汚染源となる廃棄物の掘削除去や集油管等による廃油の回収・処理を実施しています。令和 2 年度は、廃油の回収・処理を継続するとともに、旧最終処分場内の対策工事に着手しました。

令和 3 年度は、P C B の高濃度汚染箇所の掘削工事を実施するとともに、発生する P C B 廃棄物等の処理を行います。また、廃油の回収・処理を引き続き実施します。

① 令和 2 年度までの主な事業内容

- ・油汚染範囲の囲い込み (鋼矢板の打込み) 工事
- ・集油管等による廃油の回収・処理
- ・汚染源域等における P C B 廃棄物の掘削除去

② 令和 3 年度以降の主な実施内容

- ・高濃度 P C B 廃棄物の掘削・除去
- ・熱処理方式による V O C の除去
- ・集油管等による廃油の回収・処理

4 令和元年度末に対策工事が完了した事案

(1) 四日市市内山事案

＜事案の概要＞

(時期) 平成元年～11年頃

(場所) 四日市市内山町地内の産業廃棄物の安定型最終処分場等

(内容) 産業廃棄物処理業者が、許可品目外の木くず、紙くず等を含む廃棄物を許可面積・容量を大幅に超えて埋立てを行ったため、高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明した事案です。

(生活環境保全上の支障等)

高濃度の硫化水素やメタンガスの発生による、周辺への悪臭の漏洩や火災発生のおそれ、および法面崩落等による廃棄物の飛散・流出のおそれがありました。

(事案地の状況)



＜対策工事の実施内容等＞

高濃度の硫化水素ガス（最高 32,000ppm）の発生や廃棄物の飛散・流出等のおそれがあったことから、霧状酸化剤（過酸化水素水）の注入により、硫化水素ガスの発生抑制を図ったうえで整形覆土等を実施し、その後も効果確認のためのモニタリングを2年間実施しました。

その結果、学識経験者4名で構成する技術検討専門委員会（令和元年9月開催）において実施計画における目標達成が確認され、県として安全性が確保されたと判断できたことから、令和2年3月31日をもって行政代執行を終了するとともに、令和2年5月には廃棄物処理法に基づく区域指定を行い、土地の形質変更を制限しました。

現在は、定期的なパトロールによる状況確認や硫化水素ガス等のモニタリングにより、地域住民の安全・安心が確保されていることを確認しています。

5. 今後の取組方向

対策工事を継続している3事案について、令和4年（2022年）度末までの対策工事の完了に向けて着実に事業を推進し、安全・安心を確保していきます。

なお、対策工事の実施にあたっては、地元および関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果等を的確に情報共有します。

また、原因者への費用求償についても、粘り強く対応していきます。